

しずてつジャストライン(株)運行の竜爪山線の代替交通として北沼上学区自治会連合会による自家用有償旅客運送を導入することについて、本会に諮る。

1 北沼上周辺のバスの現状

現在、静岡市葵区北沼上周辺を走っているバス路線はしずてつジャストライン株式会社の竜爪山線則沢系統が運行している。

竜爪山線則沢系統は、過去に運行していたデマンド線のりゅうそう号を含め、令和5(2023)年9月に運行主体であるしずてつジャストライン株式会社より退出意向の申出がなされた。竜爪山線則沢系統は生活に欠かせない経路であるため、本会議で継続協議を行ってきた。今回、その代替交通として、自家用有償旅客運送の導入を計画している。

2 目的・経緯

竜爪山線の則沢系統については、利用者が少ない状況が継続しており、退出意向の申出時(令和4年度)の平均乗車密度が0.7人と1.0人未満となっている。また、年間利用者は約3,000人と利用が低迷している状況で、事業者単独での路線維持が困難な区間となっている。

また、令和7(2025)年7月に策定された静岡市地域公共交通計画では、運転士不足に対応するため、都市部に大型二種免許保有の運転士を配置し、郊外・山間地域においては普通一種免許保有の運転士が代替交通を担う自家用有償旅客運送を導入する方針とした。

持続可能な公共交通を北沼上地区に敷くため、竜爪山線則沢系統は令和8(2026)年10月24日をもって運行終了とし、代替として令和8(2026)年10月25日から北沼上学区自治会連合会で新しく自家用有償旅客運送を始めることとしたく、その内容について皆様にご意見伺いたい。



地域住民による検討の経緯

R6.4	北沼上地区の公共交通が継続困難である旨を、北沼上学区自治会連合会へ説明し、北沼上地区の持続可能な交通の形について検討を開始。
R7.4	地域公共交通計画が完成し、自家用有償旅客運送導入に向けた検討が加速。
R7.9	北沼上学区自治会連合会を中心に自家用有償運行事業実施のための組織体制を確立。具体的な運行計画の検討に入る。
R8.4	R8.10月の運行開始を目指し、具体的な運行方法、マニュアル、ルートダイヤ編成の案などを作成。

自家用有償旅客運送の導入について

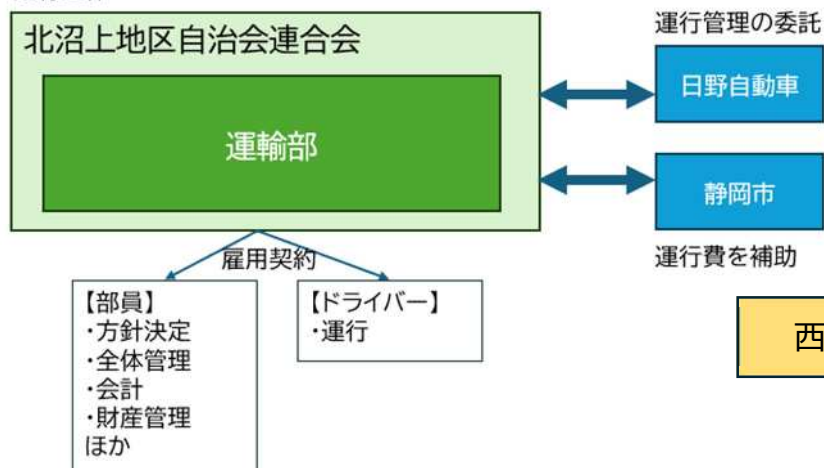
1 運行主体

団体名:北沼上学区自治会連合会

代表者:会長 坂下 成紀

所在地:静岡市葵区平山 602

運行主体



2 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

※竜爪山線則沢系統(しずてつジャストライン(株))の代替交通

3 運送しようとする旅客の範囲

地域住民又は観光客を含む来訪者

4 車両

普通自動車1台、軽自動車1台

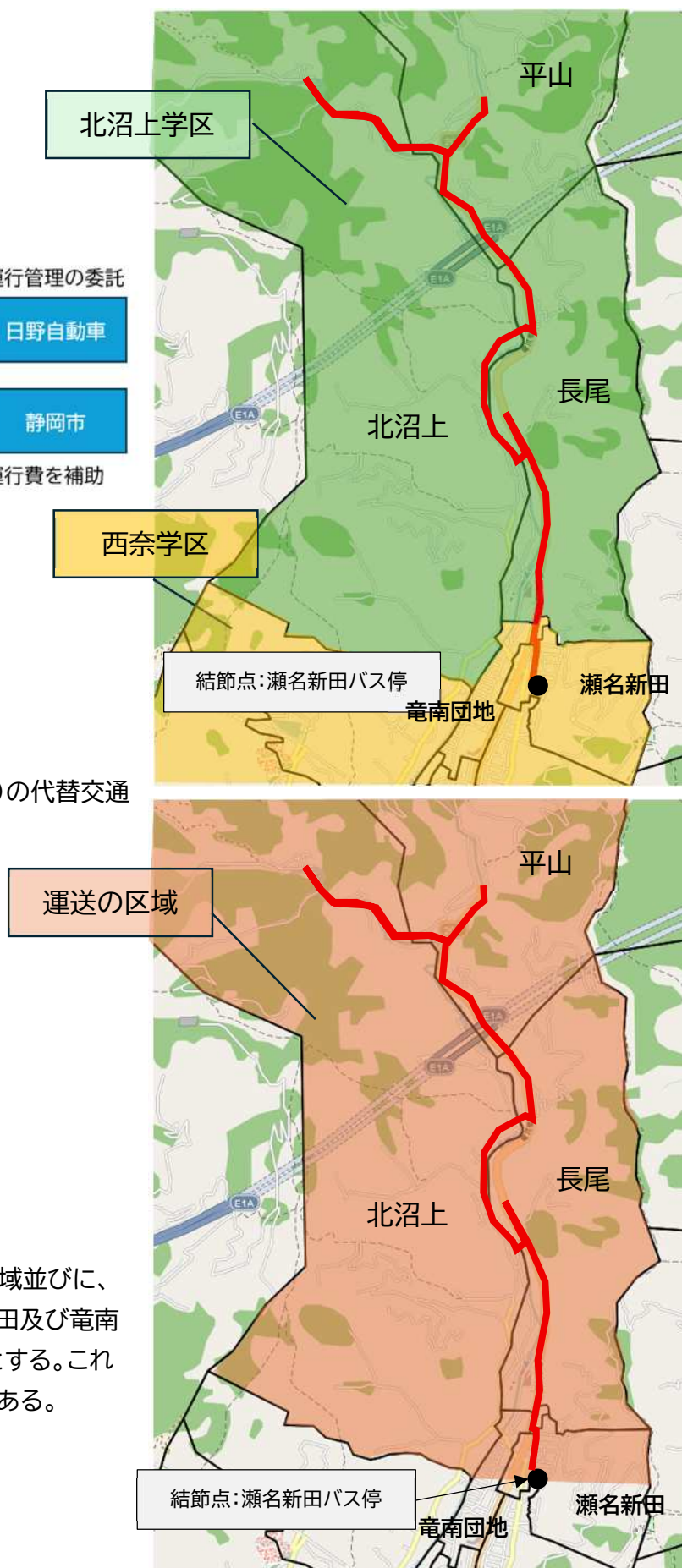
(名義:平山自治会(認可地縁団体))

・軽自動車4人乗り1台(ホンダ NBOX)

・普通自動車7人乗り1台(トヨタ ノア)

5 運送の区域

運送の区域は、北沼上学区自治会連合会の自治区域並びに、西奈学区自治会連合会の自治学区のうち、瀬名新田及び竜南団地の一部の範囲(瀬名新田バス停以北の区域)とする。これは、現在の竜爪山線則沢系統の運行範囲と同等である。結節点は、瀬名新田バス停とする。



6 運行形態(路線図・時刻表)

全線 区域型・デマンド運行(ミーティングポイント型)とする。 別紙3-1、3-2のとおり

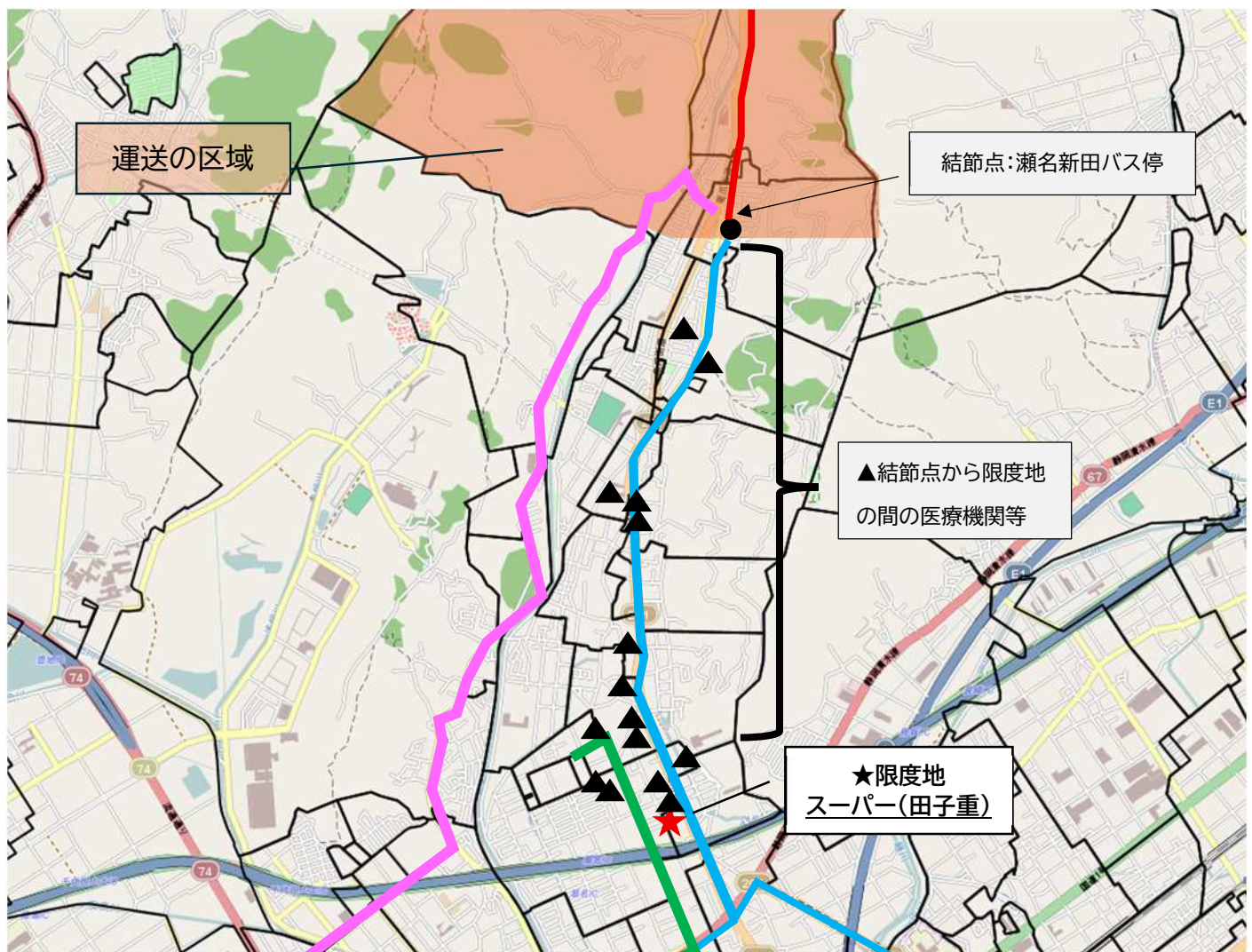
- ・全時間帯、ある程度時間を定めた、予約制によるデマンド運行を行う。
- ・乗降場所は事前に定めた、乗降ポイント(停留所)で行うことを原則とする。
- ・運行主体は、予約者から乗降希望時間帯、乗降希望停留所を聞き取り予約を確定する。
- ・便の予約人数、乗降場所等により、走行経路を都度調整する。瀬名新田バス停(結節点)で静鉄バスへの乗換が可能となるよう時刻は都度調整する。

7 区域外運行

自家用有償旅客運送事業においては、発地または着地のどちらか一方が必ず登録された運送区域内にある場合に限り、区域外への運行も認められているが、既存交通事業者との共存による公共交通網維持の観点より、以下のルールで実施する。

- ・区域外運行の限度地は、最短のスーパーとする。
- ・乗降場所はエリア(結節点)と限度地の間にある医療機関・薬局、金融機関、公共施設とする。
- ・区域外乗降場所の追加、変更は運行計画の変更を伴うものとし、事前に地域公共交通会議に付す。
- ・結節点⇄区域外の乗降は認めない。(結節点と区域外の運行は区域外の地点間運行とみなす。)

区域外の乗降場所一覧は別紙3-3のとおり



8 運送の対価(運賃)

(1)運賃

・一律 200 円とする。

(運賃形態は市内の他の自主運行バス、自家用有償運行バスと基準を合わせ、ゾーン制を採用する。1つのゾーンを5キロとし、現状北沼上地区はすべての停留所が5キロ圏内にある。)

・静鉄バスへの乗り継ぎを伴う移動の場合は、現行運賃を上回らない設定(自家用有償側で負担)とするため、一律 50 円とする。

	静鉄バスに乗り継がない者	静鉄バスに乗り継ぐ者
運賃 (ゾーンを跨がない移動)	200 円	50 円

(参考)現在の竜爪山線則沢系統の運賃:距離制により 200 円～300 円

(2)区域外運行運賃

・区域外運行の運賃は、区域外を並走する静鉄バスの運賃と同等以上に設定し、一律 250 円とする。

$$\begin{array}{ccccc} \text{区域外運行利用時} & & \text{区域内の運賃} & & \text{区域外の運賃} \\ \boxed{300\text{円}} & = & 50\text{円} & + & 250\text{円} \\ & & \text{(乗り継ぎを伴う場合と同様)} & & \end{array}$$

(参考)現在の竜爪山線の運賃:瀬名新田～東瀬名町 240 円。

(3)割引

・未就学児は無料とする。

・小人(小学生以下)、手帳所持者及び介助者は半額とする。ただし、静鉄バスに乗り継ぐ者の運賃には適用しない。

(4)定期券

定期券額は、次の式により算出した額とする。

基準運賃×30 日×2(往復)×0.7(割引係数)×利用月数＝定期券額

(定期券額の例)

他のバスに 乗り継がない者	1 ヶ月	静鉄バスに 乗り継ぐ者	1 ヶ月
200 円	8,400 円	50 円	2,100 円

9 ドライバーの雇用

運転者登録者数12名

すべての登録者について、交通空白地有償旅客運送講習受講済み。

また、すべての登録者を対象に、運行開始前に安全運行のための講習会を実施する。

10 運行管理体制

運行管理業務は、日野自動車株式会社(東京都日野市日野台3丁目1番地1)へ委託発注する。日野自動車が担う主な業務は下記のとおり。

- ・点呼及びアルコールチェック
- ・その他車両整備、事故対応、苦情対応などの事務補助・技術支援

※(株)日野自動車は4条事業者ではないため、「事業者協力型」には該当しない。

(1)責任者一覧

責任者の種類	自家用有償旅客運送事業における責任者	資格要件等
運行管理の責任者	日野自動車職員	※今回該当なし(11人乗り以上の車1台以上又は10人乗り以下の車5台以上の場合、運行管理者資格保有者等) 運行管理業務は、日野自動車へ委託する
運行管理の代務者	北沼上学区自治会連合会運輸部の部員	同上
整備管理の責任者	北沼上学区自治会連合会運輸部の部員	※今回該当なし(11人以上の車1台以上の場合、整備士検定合格者等) 車検や修繕は、運行区域内に所在する車両整備会社へ発注する予定
事故対応の責任者	北沼上学区自治会連合会運輸部の部員	資格要件等なし 書類作成等一部の業務は、日野自動車へ委託する
苦情対応の責任者	北沼上学区自治会連合会運輸部の部員	資格要件等なし 書類作成等一部の業務は、日野自動車へ委託する

(2)点呼の方法(安全な運転のための確認)

日野自動車職員が、ビデオ通話による遠隔点呼を行う。詳細は、別紙3-4のとおり

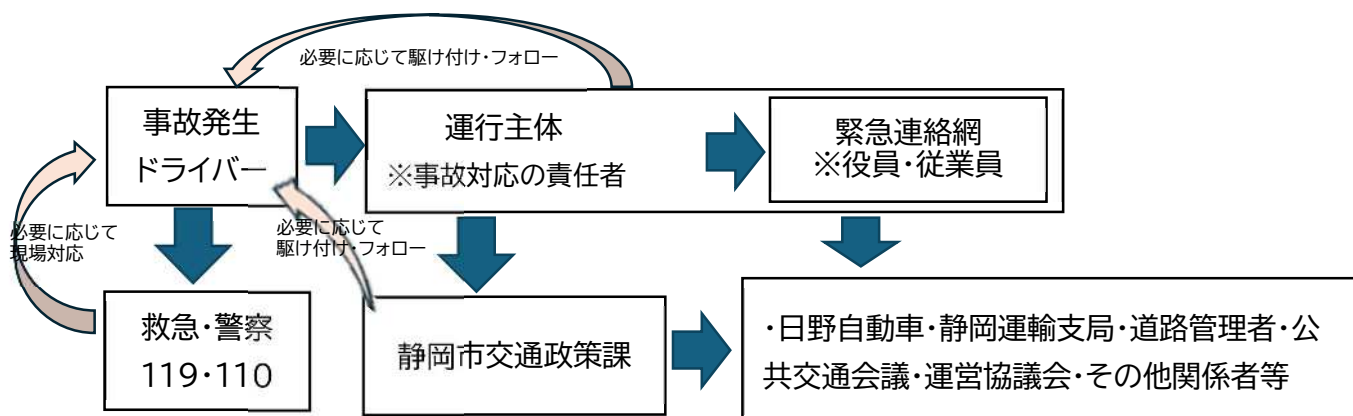
11 事故時の対応

(1)車両保険

全ての車両で、対人対物無制限に加え、車両補償、人身傷害保険に加入する。

(2)緊急連絡体制

運行主体、日野自動車、静岡市が密に連携し現場(ドライバー、利用者等)へ対応する。第一報の回り方は、図のとおり。



12 事業スケジュール※本会で承認を受けた場合

自家用有償旅客運送者の登録申請日:令和8年7月中旬

自家用有償旅客運送者の登録予定日:令和8年9月上旬

運行開始予定日:令和8年10月 25 日

13 収支予算(予算ベースの概算)

運送開始後の収支予算は、次のとおり予定している。(令和8年度)

項目	金額(税込)	備考
【収入の部】		
運送の対価(運賃)	12.5 万	
合計	12.5 万	
【支出の部】		
人件費	168.7万	ドライバー・役員人件費、研修費
燃料費	14.5 万	ガソリン代
修繕費、備品・消耗品	66.6 万	
委託料	115.8 万	日野自動車への運行管理委託
その他	49万	保険料、通信運搬費等
合計	414.6 万	
【年間赤字額】	402.1 万	

14 行政による支援

持続可能な地域交通を目指し、運行主体による自立した運営が可能となるよう、静岡市は「静岡市交通空白地における自家用有償運旅客送事業費補助金」に基づく補助支援を行う。

$$\text{補助額} = \text{運行に係る経費} - \text{運行に係る収益}$$

15 交通事業者との調整状況

○バス事業者

しずてつジャストライン株式会社

- ・運行計画について内容を説明
- ・結節点として瀬名新田バス停の利用について合意
- ・現行の竜爪山線則沢系統については、退出予定。

○タクシー事業者

タクシー協会静岡支部

- ・自家用有償旅客運送の導入について事前に説明

16 静岡市関係課の意見

当該案件について、関係各課から意見集約を行った。

(市民自治推進課、葵区役所地域総務課、福祉総務課、教育総務課、児童生徒支援課、こども未来課)

○市民自治推進課

- ・共助の取組として大変意義があるもの
- ・持続可能性と自治会負担の適正化の観点から十分な配慮が必要
- ・行政による継続的な伴走支援が必要

→導入後の伴走支援に加え、意見課を含めた庁内関係課と情報共有・協議を継続する。交通分野に限らず共助のための自治会組織の維持等について、市民自治、福祉、地域振興含む静岡市全体として、必要な支援を検討・実施していく。

○児童生徒支援課

- ・今後当該地区の学校統合があった場合、遠距離通学となる児童の交通手段として利用される可能性がある
- 学校統合等による児童の利用について、意見課や地元と適宜情報共有を行い、必要に応じて運行時間や運行方法を検討する。

17 申請書

別紙3-5のとおり予定している。

協議事項

以下2点について、本会に諮る。

- (1)北沼上学区自治会連合会による自家用有償旅客運送については、運行の必要性や対価設定を踏まえた上で、導入することとしてよいか。
- (2)しずてつジャストライン運行バスである竜爪山線則沢統については、自家用有償旅客運送により代替可能となるため、退出することとしてよいか。

北沼上 デマンド交通 運行計画

別紙3-1

上り（瀬名新田方面）

No.	停留所名	1便	2便	4便
1	平山公民館(車庫)	6:50	8:30	15:00
2	川原	6:50 ~6:55	8:30 ~8:35	15:00 ~15:05
3	川向中			
4	川向上			
5	小畑			
6	西上			
7	冥加島（みょうがじま）	6:55 ~7:00	8:35 ~8:40	15:05 ~15:10
8	則沢奥			
9	則沢中			
10	新床			
11	則沢下			
12	太平山入口	7:00 ~7:05	8:40 ~8:45	15:10 ~15:15
13	火の見やぐら公園			
14	博士平上			
15	博士平			
16	博士平下			
17	御殿乳母温泉	7:05 ~7:10	8:45 ~8:50	15:15 ~15:20
18	細野			
19	上長尾			
20	松尾			
21	北沼上小学校前			
22	本村中			
23	北沼上公民館			
24	本村			
25	長尾橋			
26	長尾公民館	7:10 ~7:15	8:50 ~8:55	15:20 ~15:25
27	白山神社			
28	下長尾			
29	長尾川老人福祉センター			
30	瀬名新田	7:20	9:00	15:30

下り（平山方面）

No.	停留所名	3便	5便	6便
30	瀬名新田	9:50	16:20	17:00
29	長尾川老人福祉センター	9:55 ~10:00	16:25 ~16:30	17:05 ~17:10
28	下長尾			
27	白山神社			
26	長尾公民館			
25	長尾橋			
24	本村	10:00 ~10:05	16:30 ~16:35	17:10 ~17:15
23	北沼上公民館			
22	本村中			
21	北沼上小学校前			
20	松尾			
19	上長尾			
18	細野	10:05 ~10:10	16:35 ~16:40	17:15 ~17:20
17	御殿乳母温泉			
16	博士平下			
15	博士平			
14	博士平上			
13	火の見やぐら公園	10:10 ~10:15	16:40 ~16:45	17:20 ~17:25
12	太平山入口			
11	則沢下			
10	新床			
9	則沢中			
8	則沢奥	10:15 ~10:20	16:45 ~16:50	17:25 ~17:30
7	冥加島（みょうがじま）			
6	西上			
5	小畑			
4	川向上	10:20	16:50	17:30
3	川向中			
2	川原			
1	平山公民館(車庫)	10:20	16:50	17:30

※試走・静鉄バス秋のダイヤ改定の結果次第では、安全運行・接続確保のために、便数、時刻、経路などにおいて軽微な変更を行う可能性がある。

北沼上 デマンド交通 停留所(ミーティングポイント)

別紙3-2



最長で結節点まで
30分ほど所要の想定



瀬名新田バス停で静鉄バスと乗換

- 予約の方法: 電話等で事前予約。
- 予約のあったバス停、ルートのみを走行する。
- 乗降場所は、原則事前に定めた自宅前付近道路、現行のバス停箇所又は提携スポット(提携している自治会、公的施設、民地、店舗の駐車場など)を予定。
- バス停の設置は行わない。

※試走・静鉄バス秋のダイヤ改定の結果次第では、安全運行・接続確保のために、便数、時刻、運用などにおいて軽微な変更を行う可能性がある。



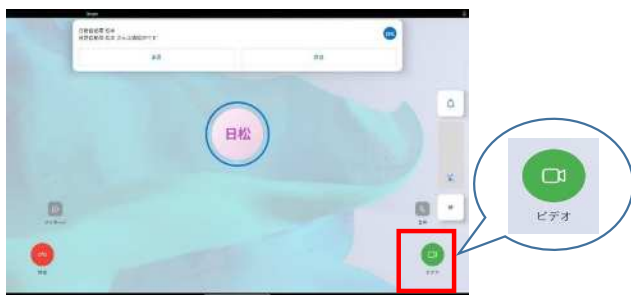
No.	施設名称	種別	郵便番号	住所
1	静岡市立竜爪中学校	公共機関	420-0911	静岡市葵区瀬名7丁目31-40
2	しずおか焼津信用金庫 瀬名支店西奈出張所	金融機関	420-0913	静岡市葵区瀬名川7丁目31-40
3	静岡市立西奈小学校	公共機関	420-0911	静岡市葵区瀬名3丁目23-1
4	えいもと内科・消化器科クリニック	医療機関	420-0911	静岡市葵区瀬名3丁目38-9
5	にしなこどもクリニック	医療機関	420-0911	静岡市葵区瀬名3丁目38-3
6	静岡市西奈生涯学習センター	公共機関	420-0911	静岡市葵区瀬名2丁目32-43
7	みやぎ整形外科クリニック	医療機関	420-0911	静岡市葵区瀬名2丁目31-17
8	すえのぶクローバー歯科医院	医療機関	420-0911	静岡市葵区瀬名1丁目14-3
9	たびら眼科	医療機関	420-0911	静岡市葵区瀬名1丁目19-36
10	なつめ接骨院	医療機関	420-0916	静岡市葵区瀬名中央4丁目5-36
11	JA静岡市 西奈支店	金融機関	420-0916	静岡市葵区瀬名中央4-5-39
12	長井歯科口腔外科	医療機関	420-0916	静岡市葵区瀬名中央4丁目5-65
13	静岡銀行 瀬名支店	金融機関	420-0916	静岡市葵区瀬名中央4丁目4-19
14	田子重 瀬名店	スーパー	420-0912	静岡市葵区東瀬名町1-33
15	ウエルシア静岡 瀬名店	薬局	420-0911	静岡市葵区瀬名1-10-19
16	瀬名こどもクリニック	医療機関	420-0916	静岡市葵区瀬名中央3丁目28-20
17	南波耳鼻咽喉科医院	医療機関	420-0916	静岡市葵区瀬名中央3丁目28-17
18	富士屋 瀬名店	スーパー	420-0916	静岡市葵区瀬名中央3丁目5-50

点呼の方法

別紙 3 - 4

IT機器で点呼を行う場合は、「**可能な限り対面に近い精度で確認可能な方法**」で確認することが望ましいとされている。そのため、日々の点呼はビデオ通話で遠隔点呼を実施する。

1. 日野自動車から着信を受け取る
ビデオ通話アプリ（LINE WORKS）を使用する。



2. 点呼を実施する
日野自動車からの質問にドライバーが回答する。



No	乗務前点呼の内容	乗務後点呼の内容
1	免許証の確認	アルコールチェック
2	アルコールチェック	車両状態の確認
3	車両番号の確認	健康状態の確認
4	車両点検結果の確認	道路状況の確認
5	健康状態の確認	車内遺失物の確認
6	天気	トラブル（その他報告事項）の確認
7	乗務前の車両走行キロ	乗務後の車両走行キロ
8	今日のシフトの確認	次回のシフトの確認

※詳細内容は調整中

※ただし、通信トラブルなどでビデオ通話が難しい場合は、ドライバーの携帯電話などに連絡し、音声電話にて点呼を実施する。

(年号) 年 月 日

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

名 称 北沼上学区自治会連合会
住 所 静岡市葵区平山 602
代表者の氏名 会長 坂下 成紀

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称	北沼上学区自治会連合会
住所	静岡市葵区平山 602
代表者の氏名	会長 坂下 成紀

2. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
静岡市葵区平山、北沼上、長尾、瀬名の一部	瀬名は瀬名新田バス停以北の区域とする

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
平山自治会館	静岡市葵区平山 392 番地

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
平 山 自 治 会 館	保有			2 (1)		2	
	持込		※	()	※ ()		※
	合計			2 (1)		2	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

地域住民又は観光客を含む来訪者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

	他のバスに乗り継がない者	他のバスに乗り継ぐ者
区域内一律	200 円	50 円

○割引

- ・未就学児は無料とする。
- ・小人（小学生以下）、手帳所持者及び介護者は半額とする。ただし、他のバスに乗り継ぐ者には適用しない。

○定期券

- ・定期券額は、次の式により算出した額とする。
 $\text{基準運賃} \times 30 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復)} \times 0.7 \text{ (割引係数)} \times \text{利用月数} = \text{定期券額}$

○区域外運行

- ・区域外運行の運賃は、区域外を並走する他事業者バスの運賃と同等以上に設定し、一律 250 円とする。

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

該当なし

9. 添付書類

- (1) 北沼上学区自治会連合会規約、部員名簿
- (2) 路線図等
- (3) 法第 79 条の 4 第 1 ～ 4 号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類